

## 1. 研究成果に係る知的財産権の帰属等

1) 研究成果及び研究成果に関する知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、著作権を含みこれに限られない。以下同じ)は、慶應義塾大学 SFC 研究所(以下「SFC 研究所」という)とドローン社会共創コンソーシアム(以下「本コンソーシアム」という)の研究参加者のうち幹事会員及び特別会員が共有し、一般会員及び行政会員は、SFC 研究所及び本コンソーシアムの研究参加者のうち幹事会員及び特別会員に対して書面による研究成果の利用申請を行い、同意を得たうえで当該研究成果を自由に利用することができるものとする。ただし、SFC 研究所及びすべての研究参加者間の協議により、研究成果に関する権利の帰属について別段の定めがある場合は除く。

2) SFC 研究所及びすべての研究参加者は、本研究の実施に必要な自己が著作権を有する著作物(以下「原著作物」という)を、自己の裁量により相互に無償で提供するものとする。この場合、原著作物の著作権者(以下「提供者」という)は、自己以外の SFC 研究所及びすべての研究参加者(本条において以下「被提供者」という)に対し、当該原著作物を本研究の目的の範囲内で無償にて使用する権利を許諾するものとする。

3) 被提供者が原著作物を改変あるいは翻案することによって得られた二次的著作物及び当該二次的著作物に係る著作権は、原則として SFC 研究所及び研究参加者のうち幹事会員及び特別会員の共有となるものとし、原著作物の提供者は、当該二次的著作物の利用に関し、被提供者に対して無償にて使用許諾するものとする。ただし、提供者が被提供者に対し、あらかじめ理由を付してかかる取り扱いから除外すべき旨を本コンソーシアムの代表者に申請し、かつ、被提供者の同意を得た原著作物についてはこの限りではない。

4) SFC 研究所及びすべての研究参加者は、自ら有する著作者人格権を、SFC 研究所又はすべての研究参加者の著作物の利用に関し行使しないものとする。

## 2. 秘密情報の取り扱い

1) 本コンソーシアムに関する情報については、秘密である旨表示して開示されたもの(以下「秘密情報」という)を除き、原則として第三者に対し開示又は公開できるものとする。

2) 前条の秘密情報を秘密として保持し、本契約有効期間中及び本契約終了後3年間は第三者に対し開示又は漏洩しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- ・開示を受けた際、当該秘密情報が既に公知であった場合
- ・開示を受けた後、秘密保持義務者の責によらずに当該秘密情報が公知となった場合
- ・正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得した場合
- ・法令、規則、行政庁の命令により、当該秘密情報の開示が義務付けられた場合

3) SFC 研究所及びすべての研究参加者は、本研究以外の目的で秘密情報を複製、翻案その他の使用をしないものとする。

4) 2)の規定にかかわらず、SFC 研究所は、研究参加者の連結子会社または持分法適用会社(以下「関係会社」という)に対し、本条に定める秘密保持義務を自己の関連会社に課すことを条件に、秘密情報を当該関連会社に開示することができる。